

「こんにちは！知事です」傍聴者募集

愛媛県では、知事が地域に出かけ、地域住民と気軽に意見交換を行い、地域の意見・要望を把握し、可能なものから県政に反映させていくため、次のとおり「こんにちは！知事です」を開催します。県政の重要課題である「財政構造改革」について、知事が地域の皆様方に直接お話しします。傍聴される方を募集していますので、是非、ご参加ください。

日時 10月17日(火)14時～
会場 宇和島地方局 大会議室

定員 50名(先着順)

申込方法 10月10日(火)までに郵便、電話、faxで、住所、氏名、電話番号を記入・連絡し、申し込んでください。

申込先 〒798-1851 宇和島市天神町7-1 宇和島地方局総務調整課 ☎22-5211(内線208)・fax22-10576

観光物産展開催のお知らせ

宇和島地区広域事務組合では圏域(宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町)の観光と特産品を全国にPRするために、大都市圏において観光物産展を開催しており、今年で8回目を迎えます。今年も昨年に引き続き、大阪城近くの大阪ビジネスパークにて開催いたしますので、大阪近郊にご親戚、ご友人がいらつしやる方は、ぜひ本事業をご紹介いただきませうお願いいたします。

日時 10月19日(木)～21日(土)10時～19時(最終日18時)
場所 大阪府中央区城見2-1-61 大阪ビジネスパーク ツイン21・アトリウム

※圏域の特産品を中心に販売いたします。
問合せ先 宇和島広域事務組合企画課 ☎22-18664

特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金の請求について
石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)が本年3月に施行されました。この法律では、石綿にさらされる業務により、中皮腫、肺がんなどの疾病にかかり、平成13年3月26日以前に死亡した労働者の遺族であつて、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して特別遺族給付金を支給することとされています。

特別遺族給付金のうち特別遺族年金は、請求した翌月分から支給の対象となりますので、請求が遅くなると受給総額が減少することとなります。また、特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降はその請求ができなくなります。さらに、特別遺族給付金の支給決定に係る調査では、エックス線フィルムやカルテといった医学的資料に基づき石綿ばく露と当該疾病との因果関係を判断することがありますが、これらの医学的資料は法令により保存期間が定められているため、期間を経過した場合は、医療機関に医学的資料が保管されていないことも想定されることをお勧めします。

労災保険給付の請求について
平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は、労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となります。なお、遺族補償給付を受ける権利は、労働者が死亡した日の翌日から起算して5年で時効により消滅します。時効完成後は、石綿救済法の適用がないため、遺族補償給付も特別遺族給付金も受けられなくなりますので、お心当たりのある方は、早急に、下記お問合せ先までご相談ください。また、石綿ばく露を原因とする疾患に罹患して、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

問合せ先 愛媛労働局労災補償課 ☎089-93515206
宇和島労働基準監督署 ☎22-4655

「雇ったら、入る。」

労働者を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。厚生労働省では、10月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

問合せ先 愛媛労働局労働保険徴収室 ☎089-93515202

または、最寄りの労働基準監督署「ハローワーク」におたずねください。

融資保証金詐欺にご注意！

融資保証金詐欺とは
電話やダイレクトメール、封書、faxなどで「低金利で融資する」「債務を一本化しませんか」などと勧誘し、融資の前に保証金や手数料などの名目で現金を振り込ませる手口。言われるままに振り込んで、約束の融資は受けられないばかりか、その後も「保証金の額が不足している」「登録エラーが出たのでもう一度振り込みが必要」などと何度も振り込まされ、最後には業者との連絡が取れなくなり、振り込んだお金を取り戻すこともできなくなるもので、過去に借り入れをしたことのある人が狙われることが多いです。

予防と対策
・「低金利・即融資」「債務の一本化」といった宣伝文句にだまされない(雑誌の広告などにも要注意！)
・安易な借り入れをせず、自分の銀行口座などの情報を簡単に業者に教えない。
・被害にあった場合は、すぐに警察へ届けを出してください。

相談窓口 宇和島地方消費生活相談窓口 ☎25-13700

秋の行政相談週間

総務省では、行政相談制度を広く知ってもらい、その利

用を促進するため、本年は10月16日(月)から22日(日)までの1週間を「秋の行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行うこととしております。当町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設いたしますので、この機会にお気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

日時 10月19日(木)10時～
場所 鬼北町総合福祉センター 日吉住民センター
行政相談委員 関本 健夫 井谷 和隆

相談内容 年金、医療保険、社会福祉、交通安全、雇用・労災保険、登記、生活衛生、郵便・貯金、消費者保護など

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？
自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車に加入が義務付けられています。特に、車検制度のない250cc以下のバイクは、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！なお、自賠責制度の詳細な内容は、<http://hidai.jp/>をご覧ください。

平成18年度甲種防火管理 新規講習
受講対象
(1)防火管理者が必要な事業所などで、資格者が不在の場合
(2)防火管理者の資格を取

得たい人